

北上市市税規則の一部を改正する規則

北上市市税規則（平成３年北上市規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第38号（第23条関係） 〔略〕 年 月 日付けで申請のあった 税の減免については、次のとおり減免した（次の理由により認められない）ので、北上市市税規則第12条の規定により通知します。 〔略〕 〔略〕	様式第38号（第23条関係） 〔略〕 年 月 日付けで申請のあった <u>（北上市市税条例第 条第２項ただし書きによる）</u> 税の減免については、次のとおり減免した（次の理由により認められない）ので、北上市市税規則第12条の規定により通知します。 〔略〕 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。